

和歌山市擬人化キャラクターデザイン制作事業者募集に係る質問と回答について

No.	質問内容	回答	回答日
1	デフォルメデザインにつきまして、「一種類・基本パターンをベースとする」という文言がありましたが、ポーズも基本パターンに合わせた直立ポーズで制作するのでしょうか。	デフォルメデザインの「一種類・基本パターンをベースとする」という文言は、服装や装飾等にアレンジを加えた別バージョンを制作することを制限し、基本パターンとの同一性を保持する意図で記載しましたので、ポーズは直立てなくて問題ありません。	11月14日
2	基本パターンのラフ画につきまして、「1種類、1方向（正面）」とありますが、デザインの説明として正面以外の角度から見たイラストを載せても良いのでしょうか。それとも、デザインの説明はデザインPR用紙での記載になるのでしょうか。	ラフ画について、正面以外の角度から見たイラストを説明的に掲載したい場合は、デザインPR用紙で記載いただきますようお願いします。	11月14日
3	デザインPR用紙につきまして、提出制限に1参加者について1件を限度とするとあります、メインデザインに添えて制作途中に出ました衣装の別案を掲載することは可能でしょうか。	衣装につきましては、今回の評価に関わる部分ですので、1参加者について1件とさせていただいているとおり、別案のご提示はお控えください。	11月14日